

計画の策定にあたって

第1章

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することは、私たちの共通の願いです。また、少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化に対応し、豊かで活力ある社会を築いていく観点からも、その実現が強く求められています。

国においては、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画基本計画の策定のほか、関係法制度の整備が進められてきました。

宮崎県においても、平成14年3月に「みやざき男女共同参画プラン」を策定、平成15年3月に「宮崎県男女共同参画推進条例」を制定、その後、平成19年3月に「みやざき男女共同参画プラン（改訂版）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を推進してきました。

これまでの取組により、女性が社会の様々な分野で活躍する場面がみられるなど一定の成果がありました。政策・方針決定過程への参画は十分とはいえず、また、県民意識調査の結果をみても、依然として固定的性別役割分担意識は根強く残っている状況です。このほか、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、配偶者等からの暴力の問題など様々な課題が存在しており、男女共同参画推進の取組を一層加速させていく必要があります。

また、少子高齢化に伴う人口減少社会の到来、産業構造・就業構造の変化等に伴う個人の価値観やライフスタイルの多様化、家族や地域におけるつながりの希薄化のほか、経済の低迷による雇用環境の悪化、国際化や情報化の進展など、男女共同参画を取り巻く状況は大きく変化してきており、これらに対応した取組も求められています。

このような状況を踏まえ、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、着実に男女共同参画社会の実現を図るため、ここに「第2次みやざき男女共同参画プラン」を策定するものです。

2 計画の性格及び役割

- (1) 「宮崎県男女共同参画推進条例」(平成15年3月12日公布)の基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりに向けた取組を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) 男女共同参画社会基本法第14条に規定されている「都道府県男女共同参画計画」に位置づけられ、国の「男女共同参画基本計画」を勘案した法定計画です。
- (3) 県はもとより、県民や市町村、民間企業、各種団体等がそれぞれの立場から男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくための指針とするものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。



4 計画が目指す男女共同参画社会のすがた

この計画で目指す男女共同参画社会のすがたは、次のようなものです。

家庭では



- 男性も女性も、子ども、高齢者、障がい者も、誰もが家族の一員として尊重され、互いに支え合い、家庭生活を築いています。
- 掃除、洗濯、食事のしたくや後片付け、育児、介護など、あらゆる場面で家族全員が協力して分担しています。
- 子どもの個性や能力を伸ばすような家庭教育が行われています。

学校では



- 性別にとらわれず、一人ひとりの個性や能力を伸ばすような教育が行われ、子どもたちも互いの個性を尊重しています。
- 育児や介護、ボランティア活動など、学校の実態や生徒の発達段階や特性等に応じた体験学習を通じ、社会の一員として協力しあう態度が育まれています。
- 進学や就職に際して、個人の適性を尊重した進路選択がなされています。

男女共同参画社会基本法では、

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

職場では



- 募集、採用や配置、昇進、賃金、退職などのあらゆる場面で、男女格差が解消され、個性や能力が十分に発揮されています。
- 方針決定過程へ男女が対等に参画し、活力ある経営が行われています。
- 家庭生活・地域活動と仕事とのバランスを取れる労働環境場が整い、男性も女性も共にゆとりをもって生き生きと働いています。

地域社会では



- 固定的な性別役割分担意識に基づく古い習慣やしきたりが見直され、一人ひとりがお互いの行動や考え方を尊重しています。
- 性別や年代を超えて、地域の意思決定の場へ様々な人が参画し、豊かで住みよい地域づくりに貢献しています。
- 地域の支え合いや社会制度の整備により、子育てや介護についての協力体制が整い、誰もが安心して暮らしています。

5 行政、企業や団体、県民の役割

本計画を着実に進めていくため、行政、企業や団体、県民の役割を次のように考えています。

(1) 行政の役割

県は、各部局が連携・協力して、この計画に基づいた男女共同参画施策を推進していきます。

住民の生活に最も密接な関係にある市町村においても、国や県の計画を勘案して地域の実状や特性に応じた市町村男女共同参画計画を策定・改定し、その計画に基づいて施策を推進していく必要があります。

(2) 企業や団体に期待される役割

企業や団体は、経済や地域社会の活力を維持し、豊かな社会を築くための重要な役割を担っており、男女共同参画社会の実現に向けて、それぞれの特性を生かした取組が求められています。

(3) 県民に期待される役割

県民一人ひとりが男女共同参画社会の意義を理解し、その実現に向けて家庭、学校、職場、地域などのあらゆる分野で、積極的に参画することが求められています。